清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会は、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議してまいりましたが、実施に向けて取り組むべきものと判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

平成 17年 11月 30日

清瀬市長 星野 繁 殿

清瀬市まちづくり委員会 委員長 松 村 金 次

平成17年度提言書

1.提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項に基づき、フラワーコンテストに「自宅ガーデン部門」を加えることを市長に提言いたします。

2.提言の理由

*市民からの提案

市民から下記の提案がありました。

花や緑を愛する人々にとって庭づくりは生きがいでもあると同時に、社会奉仕の手段になっていると強く感じます。

現在清瀬駅北口で行われているフラワーコンテストに清瀬市の街のイメージに貢献されている個人宅「庭の部門」を設けることを提案します。

3.まちづくり委員会での検討

清瀬市では、様々な手法により緑地保全に取り組まれていますが、まちづくり委員会からの提言を受け、みどり債を発行し貴重な雑木林の公有地化や、宅地開発規制に関する条例制定に向けた検討もされるなど、市民の緑や自然に対する高い関心から生まれた提案の実現が図られております。また、新たな緑の創出と推進も大きな課題として位置づけられ、花のあるまちづくり事業や柳瀬川回廊構想のような公園・雑木林や河川を結ぶ水と緑のネットワーク化も検討されるなど、多様な展開がなされております。

そこで、まちづくり委員会では従来から清瀬駅北口で行われている「フラワーコンテスト」に自宅ガーデン部門を加え、道行く人の目を楽しませる「きよせ街かどフラワーコンテスト」の実施を提言いたします。

コンテストの具体的内容に関しましては、別紙のとおり添付します。

4.「フラワーコンテスト」今後の発展に向けて

個性的かつ魅力的な都市景観の形成のためには、こうした事業を拡大・充実させていく必要があると考えます。具体的には、市民が色々な形で事業に参画できるように配慮し、商店街部門や児童・生徒、保護者など学校部門を加えるなど対象の拡大や、このフラワーコンテストの運営を市民が中心となって担うことまでを視野に入れた事業の展開ができれば地域美化の実現やふれあいの機会の増大、地域コミュニティの育成へとつながっていくことが期待できるものと考えます。

フラワーコンテスト拡大に関する実施要領(案)

<事業の名称>

「きよせ街かどフラワーコンテスト」

1.目的

潤いと安らぎを与えるまちづくりを推進するため、美しい花を咲かせ豊かな緑を育て、良好な景観づくりに貢献している市民を表彰する。

2. 応募資格

清瀬北口沿道花壇部門

個人またはグループ・団体(市外の方も含む)

自宅ガーデン部門

市内在住、市内の事業所(個人店舗、個人事業所も含む)

3.対象(募集内容)

清瀬北口沿道花壇部門 ミニ花壇50基

自宅ガーデン部門

道路に面した自宅の庭や事業所等の沿道ガーデン

- ・自薦が基本で、他薦の場合はコンテストの応募について本人の了解を必ず得てください。(マンション管理組合の参加は「マンション=個人」という扱いでよい。)
- ・庭の花、その他コンテナ、ハンギング等の組み合わせを対象とし、日本庭園の ような造園的なものは含まない。

4.募集期間

清瀬北口沿道花壇部門 4月1日~5月6日(50組に達した時点で締め切り) 自宅ガーデン部門 5月1日~6月20日

5. 応募方法

清瀬北口沿道花壇部門 = 応募用紙に記入の上、市内6箇所(現行どおり)へ提出 自宅ガーデン部門 = 応募用紙に写真2枚(近景、遠景)を添えて市役所へ提出 ・写真には、道行く人の視点で撮ったものを含める。

E メールでの応募も可

<応募条件>

- ・花のコンテストではないので、まち並み、「まちかど」をベースにしたもの。
- ・応募写真の版権は主催者に帰属し、主催者の広報活動等に活用する。
- ・応募写真の被写体に関する個人情報や肖像権については、応募者の責により対 応するものとする。

6.審査の方法

清瀬北口沿道花壇部門 = 審査委員会

市民投票(一人3作品を記名投票。投票した作品が審 査委員会で市長賞に選ばれた場合に記念 品贈呈)

投票期間5月24日~6月5日まで

自宅ガーデン部門 = 審査委員会が一次審査は写真で二次審査は現地審査

を行う

<審査委員について>

- ・6名の公募(応募動機を800字程度にまとめて申し込む)
- ・6 名推薦委員(主催者、地域、花卉知識・経験者等)

<審査基準>

清瀬北口沿道花壇部門

色合い、レイアウト、維持管理などを総合的に判断

自宅ガーデン部門

美しさ・生育・カラーコーディネイト・環境との調和・オリジナリティー・技術等 を総合的に判断

<表彰>

・6月下旬に各部門、最優秀賞など上位10名を表彰する。